

# 介護サービス事業所・施設における 感染防止対策支援事業に関するお知らせ

令和3年10月1日から12月31日の間に購入した、感染防止対策に必要な衛生用品、備品の購入費用を補助します。

## 1 補助対象事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた介護サービス事業所・施設

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)で、医療系の補助金(令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金)が支給される場合は対象外。

## 2 補助対象経費

令和3年10月1日から12月31日までに、下記の品目を購入した費用

衛生用品(10品目)	マスク、手袋、ガウン、キャップ、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、ハンドソープ、消毒液
感染防止対策に要する備品(2品目)	パーテーション、パルスオキシメーター

## 3 補助額

購入費用合計額と、基準単価(サービス別に設定)を比較して少ない方の金額(1,000円以下切り捨て)

## 4 申請方法

①茨城県国民健康保険団体連合会あて電子申請(電子請求受付システムで受付)

②茨城県あて申請書を提出 ※原則電子メール。対応できない場合のみ郵送

(債権譲渡事業所、電子請求受付システムを使用していない事業所)

提出先アドレス: kaigojigyou@pref.ibaraki.lg.jp

○申請書は、県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/sinchakujoho/r3kansenbousi.html>

## 5 申請受付期間

・受付開始: 令和4年1月14日(金)

・受付期限: 令和4年1月31日(月)17時まで (※必着)

## よくあるお問い合わせ

Q1 領収証などの根拠書類の提出は必要ですか。

A1 申請書に添付する必要はありませんが、必ず5年間保存してください。

Q2 12月中に注文しましたが、納品、支払いは令和4年1月になってしまいました。補助金は申請できますか。

A2 発注し購入が確定しているものであれば補助対象となります(見積もりのみは対象外です)。根拠書類(発注書など)を領収書と一緒に保管してください。

Q3 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームは補助金を申請できますか。

A3 補助対象外のため、申請できません(特定施設入所者生活介護の指定を受けた事業所を除く)。基本報酬の0.1%特例の対象であった介護サービス事業所・施設のみが補助対象となります。

Q4 補助金はいつ振り込まれますか。

A4 茨城県国民健康保険団体連合会への電子申請の場合、令和4年2月28日を予定しています。ただし、審査状況により3月以降となる場合があります。また、茨城県へ申請した場合、振込は3月以降となりますのでご了承ください。

Q5 1つの事業所・施設で複数のサービスを実施しています。どのように申請すればよいですか。

A5 それぞれのサービスについて、それぞれの基準単価まで申請できます。サービス毎に個票を作成し、各事業所分を法人単位でとりまとめて申請してください。(事業所間で二重計上がないか、必ず確認をお願いします。)

### 【お問い合わせ先】

#### ○事業全般に関するお問い合わせ

厚生労働省コールセンター 03-3595-3535

#### ○電子請求受付システム操作方法のお問い合わせ

介護電子請求ヘルプデスク 0570-059-402

#### ○その他のお問い合わせ

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課 029-301-3343,3281  
介護保険指導・監査担当